

1 3 諸外国におけるタイプフェイスの保護の現状と 問題点に関する調査研究

デジタル化の進展により各種メディアにおけるタイプフェイスの重要性が高まっており、タイプフェイスの保護の在り方について検討が求められている。現状に即した保護の可能性を検討するためには、タイプフェイスに関する市場、タイプフェイスの流通経路、取引形態を明確にし、タイプフェイスの保護の必要性を正確に把握する必要がある。

本調査研究では、産業界のニーズを収集するとともに、我が国におけるタイプフェイスに関する判例・学説を改めて整理し検討した。また、我が国におけるタイプフェイス保護の検討に資するべく、主要国(米国、イギリス、ドイツ、フランス、欧州共同体、韓国)におけるタイプフェイス保護制度の歴史的経緯及び現状等について調査、分析した。

1. 序

自然法における所有権の考え方に従うと、タイプフェイスのデザインもまた、ある個人が考え出したものであり、本来彼自身に属するものである。一方、タイプフェイスは万人共有の財産である文字に関するものであるから、彼等が所有権を主張できる範囲は万人共通の文字(字体)に施したデザインの部分(書体)に対してである。

デジタルネットワーク化に伴い、タイプフェイスの取引形態も多様化してきており、タイプフェイスの法的保護の検討を行う上では、そのニーズや必要性を正確に把握する必要がある。本報告書は、タイプフェイスに関して、我が国のタイプフェイス関係団体・企業へのヒアリング調査と、我が国及び海外各国の保護の実態調査を基に、これら各国の法的保護の状況を比較し、集大成したものである。

2. 我が国におけるタイプフェイスの法的保護検討の背景

1. タイプフェイスとは

タイプフェイスとは、印刷物などのために文章を組むことを主目的に、統一コンセプトに基づいて制作されたひと揃いの文字書体である。一般的には機器に組み込むためにフォント化して使用する。

2. タイプフェイスの創作過程及び流通・取引形態について

一般にタイプフェイスのデザインは、フォント字母とすることを前提に、紙に書いたり、パソコンなどで作成したりするが、この段階の文字一組は、そのままでは組版使用できない。そのため、タイプフェイスは、活字や写植板、あるいはデジタルフォントなどによってタイプフォント化され、実際の文字の印字あるいは表示に用いられる。

タイプフェイス・デジタルフォント市場の取引総額は、約 1,000 億円/年と予測され、コンピュータ・プログラムと同様に CD-ROM やネット経由の使用許諾契約で取引されるなど、デジタルコンテンツ商品として市場は拡大している。

3. タイプフェイスの法的保護をめぐる動向について

タイプフェイスの著作権法における保護に関して、最高裁判所は、タイプフェイスが著作物として認められる要件として、「印刷用書体がここ(注：著作権法二条一項一号)にいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。」と示した。この判決はタイプフェイスの著作物性自体を否定したものではないが、この裁判に関するタイプフェイスは業界内では創作性が高い

と認識されていたものだったこともあり、タイプフェイスを著作権で保護することはほとんど無理であろうと解されている。

4. タイプフェイスの法的保護のニーズ・必要性について

本調査研究において、タイプフェイスに関連のあると思われる業界団体7団体にヒアリング調査を実施したところ、傾向として、タイプフェイスを製作している企業の多い業界ほど保護に対するニーズが強いようである。

一方、タイプフェイスのユーザー側からは、タイプフェイスは広く万人が利用するものであるため、保護法制度が確立した場合には、円滑な企業活動に支障をきたし、情報化社会の促進を妨げるとの意見、多額の費用と労力をかけて侵害判断を行う必要が生じ、係争の危険性も高まるため、企業活動の萎縮を招くおそれがあるとの意見があり、現行の意匠法でタイプフェイスを保護することについては、不適切であるとの意見が多かった。

我が国におけるタイプフェイスの法的保護の現状

1. 著作権法による保護

我が国の著作権法にはタイプフェイスを直接明示的に保護する規定は存在しない。タイプフェイスの著作物性については、著作権上の美術の範囲に該当するか否かなどの議論があったが、その著作物性を肯定した例示は、一部の特殊な例を除き、みられない。

タイプフェイスを著作権法によって保護することができない理由として、過去のタイプフェイスとは異なる独創性が認め難い、タイプフェイスがひと揃いであることから生じる一体感を認め難い、著作権が個々の文字に与えられるのか、ひと揃いのものに対し与えられるのが不明確、どこまでの改変が複製にあたるのかの判断が困難、独創性判断を緩和すると、権利が濫し著作権法の目的に反

するおそれがある、などが考えられる。

2. 意匠法による保護

我が国では、明治時代に活字書体の意匠による登録を認めていた。しかし、現在の意匠法は、物品という工業的手段によって量産される有体物に展開するデザインを保護する法律である。したがって、タイプフェイス・デザインという、物品の生産に直接関係のない文字のデザインを現行意匠法により保護することは困難である。

3. 不正競争防止法による保護

不正競争防止法は、事業者の営業の場において起こる不正な競争を禁止し、営業上の利益を保護しようとするものである。同法による保護を検討する際に問題となるのは、タイプフェイスが「商品」又はこれに類するものに相当するかどうかの点であり、判例上も見解が定まっていない。但し、仮に「商品」に該当したとしても、類似性や周知性、他の商品との混同の事実について厳しい要件が要求される。したがって、不正競争防止法による保護は、完全なコピーの排除に対しては一定の法的救済措置とはなり得るが、個別具体的な判断においては保護要件充足性に困難が伴うことから十分な救済手段とは言えない。

4. 不法行為法による保護

民法上の不法行為理論によるタイプフェイスの保護については、判例上、デッド・コピーの場合のみに不法行為を認めようとする例はあるものの、容易に修正、変形することが可能なタイプフェイスの保護については適用の可能性が乏しいと考えられる。

5. 商標法による保護

「タイポス」のようなタイプフェイスの名称は、商標登録して商標権によって保護することができる。しかし、名称を登録することは、タイプフェイス保護のごく一部でしかなく、また、商標登録の対象は写植文字盤や CD-ROM であって、無体物たるタイプフェイス自体が保護されるということにはならな

い。

6. 我が国現行法におけるタイプフェイス保護に関する考察

我が国の現行法にタイプフェイスの保護を明文化したものはないが、過去の判例によるとフォントのデッドコピーについては不正競争防止法、民法による不法行為の法理あるいはプログラムの著作物としての著作権法による保護が示唆されており、従来のタイプフェイスと比べて独創性や美的特性を備えたタイプフェイスについては著作物といえとされていることから、ある程度の保護はなされているものと推測される。

一方、タイプフェイスに若干の改変があり、模倣と断定できない場合は権利の侵害行為あるいは不法行為とならないと判断されたこと、また、前記著作物といえるタイプフェイスについても、独創性の要件を緩和し、又は実用的機能の観点から見た美しさがあれば足りるとすることは著作権法の目的と反するとされたことから、いずれの法において保護される場合でも、その権利の及ぶ範囲は実質同一といえるタイプフェイスの複製を防ぐにとどまる、ごく狭いものであると認められる。

海外におけるタイプフェイスの法的保護の現状

1. ウィーン協定におけるタイプフェイスの保護

1973年6月12日、ウィーンで開催された外交会議において、「タイプフェイスの保護と国際寄託に関する協定」および「保護期間に関するタイプフェイスの保護とその国際寄託に関するウィーン協定の議定書」が締結された。

本協定では、タイプフェイスの定義を明らかにするとともに、締結国は、この規定にしたがって、特別の国内寄託制度をつくるか、国内の工業デザイン法による寄託制度をとるか、又は国内の著作権法によって保護を保障する義務があるとされる。

ウィーン協定は5か国加入すれば発効するもので

あったが、ドイツ(旧西ドイツ)とフランスの2か国しか加盟せず、協定は発効せず、閉鎖された。

(1) 米国

米国特許庁は、歴史的に、タイプフェイス(タイプフォント)に対して意匠特許を付与してきた。実際に、1842年11月9日に交付された最初の米国意匠特許は、「字母(Printing Types)」を対象とするものであった。

但し、特許庁は、意匠の特定の特徴を共有する文字のセットから成る「タイプフェイス」は、それ自体は製造物品ではないから意匠特許の保護対象とはならず、一方、「フォント」は、タイプフェイスの文字の特定の集合体を作成するために使用される手段を包含することから、この手段が「製造物品」にあたり、意匠特許の保護対象となるとの立場を取っているようである。

フォントの意匠特許権者には、意匠特許付与の日から14年間、クレームされた意匠を取り入れたフォントを他人が米国内で製造し、使用し、販売の申出又は販売をし、又は米国内に輸入することを排除する独占的排他権が与えられる。

タイプフェイスにかかる侵害物品の範囲については、クレームされたフォントの作成手段に該当するか否かという基準で判断され、写植機の文字盤やタイプフェイスのデジタル写植プログラムを収容した記憶媒体などを侵害物品たり得るとするが、プログラムやソフトウェアについては、コンピュータに搭載されるなどしてフォント作成が可能となっていない限り、それら単体では侵害物品に該当しないと解釈している。

著作権法によるタイプフェイスの保護については、判例上、著作権保護が否定されており、米国の著作権法により保護されていない。一方で、タイプフェイスを作成するフォントソフトウェアは著作権保護の対象であり、登録することも可能である。

(2) イギリス

イギリスにおけるデザインの保護は、登録意匠及び非登録意匠と、著作権によって保護される。

登録意匠にかかる登録意匠法は、2001年に欧州意匠指令に対応する改正を行い、意匠にかかる「製品」

に「タイプフェイス」が含まれることを明記した。

一方、著作権によるタイプフェイスの保護を規定しているのは著作権・意匠・特許法（CDPA 1988）である。CDPA 1988 は、意匠登録なくても、模倣からの保護を与える非登録意匠権の制度も定めている。但し、非登録意匠権は三次元の形態に限定されていると解されるため、金属活字は対象となっても、デジタル化したタイプフェイスは対象とならない。

登録意匠法の「印刷用の活字書体」が無形意匠であるタイプフェイスを含むことは、一般的に受け入れられている。タイプフェイスのデジタルデータは、データの「外観」のもとである「線、輪郭、色彩」などの特徴を持たないため、意匠の定義に適合しない。

活字や写植機の文字盤自体は、工業品又は手細工品として「製品」の定義に該当する。

登録されたタイプフェイスの所有者は、他人にその使用を禁止する排他権を有するが、一次侵害品の作成を「可能ならしめる物」を作成することは侵害とはならない。したがって、登録された意匠を創作するために使用される鋳型や印刷版又は字母は、登録意匠権の侵害となることなく製造・供給できることになる。

タイプフェイス意匠の美術作品について、通常のタイピング、文字組み作成、タイプセッティング、印刷に使用すること、その目的で作品を所持すること、作成された素材とかかわる行為をすることは、著作権侵害とならない（CDPA 1988 第 54 条第 1 項）。したがって、印刷業者のような、タイプフェイスの最終及び中間利用者が、事業の通常の過程でタイプフェイスを使用する場合は、意匠の著作権侵害には該当しない。

意匠権によって保護される意匠によって構成される作品又は意匠権によって保護される意匠を含む作品が著作権の対象となっている場合には、その作品の著作権を侵害することは、意匠権の侵害とはならない（CDPA 1988 第 236 条）。

(3) ドイツ

ドイツにおけるタイプフェイスの法的保護は、1981 年 7 月 6 日公布のタイプフェイスの保護と国

際寄託のためのウィーン協定に関する法律（タイプフェイス法）において、「新規かつ独創的なタイプフェイスは、デザインの著作権法（工業デザイン法）の規定にしたがって、デザイン保護を次の基準によって与えられる。」（第 2 条第 1 項）と規定されることにより直接的な保護が図られることとなった。

その後の 1998 年 11 月 17 日に欧州意匠指令が発効したことを受け、2004 年 6 月 1 日施行の意匠法の改正において、意匠権の保護が及ぶ「製品」につき、「タイプフェイス」を明記することにより、現行意匠法による法的保護が図られることとなった。

現行意匠法において「製品」は有体物に限っていないと理解され、2次元客体（グラフィック・シンボル又はタイプフェイス）でも、3次元客体（通常の商品）でもありうる。

よって、無体物たる書体のデザインも製品に含まれるが、書体デザインのデジタルデータは、「コンピュータプログラムは、製品とは見なされない」（第 1 条第 2 号）として除外されていることから製品には該当しない。

現行意匠法における意匠の保護の要件は、新規性、独自性、その技術的機能のみから生じている製品の外観的特徴でないことである。一方、旧意匠法及びタイプフェイス法においては新規性と独創性であった。これは、旧意匠法の独創性が著作権的アプローチを採り、美術的特殊性に着目していたことに対し、現行意匠法の独自性は、すでに知られた意匠と新しく出願された意匠との違いに重要性をおくことの相違の表れと思われる。

意匠法で保護されるタイプフェイスは、個々の文字とその独特な形状にあるのではなく、完全な文字組の中での個々の文字の相互作用によって作り出される印象にある。したがって、一組のタイプフェイス出願の一部の書体において、新規性や独自性の要件が欠けても全体の保護は妨げられない。一方、タイプフェイスの部分的登録は認められない。

旧意匠法及びタイプフェイス法は、意匠権の権利を複製禁止権にとどめていたが、現行意匠法では、第三者の独自創作にも及ぶ独占的排他権として規定されている。

(4) フランス

フランスは、2001年7月25日に欧州意匠指令を意匠保護に関する仏知的所有権法典第5巻（現行意匠法）に取り入れ、意匠として保護される「製品」についてタイプフェイスが含まれる旨を規定して、意匠法による保護を図った。

保護対象となる製品は、人間活動の結果創作されたものでなければならない。したがって、「タイプフェイス」とは、特定の書体を表示・印刷するための活字や写植機の文字盤のような有体物のことを指すと解され、無体物たる書体のデザインそのものは含まれない。

書体デザインのデジタルデータも、コンピュータ・プログラムが製品定義から除外されていることから保護されないと解される。

意匠の形で表現される装飾的又は美術的創作は、創作者の選択によって、著作権法と意匠法によって、択一的又は重畳的に保護される。これは、美の単一性理論、すなわち、著作物はその美的価値や用途によって、著作者による保護の有無に左右されないという理論に端を発したものであり、創作者の精神活動による作品に対する権利は、その種類、表現形態、実益、目的を問わず著作権として保護される。

意匠権の効力は、保護意匠の本質的特徴の類似性が認められれば模倣と解される独占的排他権である。この点、第三者において、独自創作などの善意が立証できた場合には民事上の責任を問われない善意の抗弁が規定されており、その限りにおいて独占的排他権に基づく権利行使は制限される。

デザインの骨格たる字体が万人共通のものであるという性質を有するタイプフェイスについては、単なる類似では足りず、その類似に該当する部分が万人共通のパブリックドメインを利用していないこと、すなわち、類似が保護意匠の独自性たる本質的特徴にまで及ぶことが排他権を行使する要件となる。

知的所有権法典には侵害行為に対する差止請求権の規定がなく、民事訴訟法第809条の「急速審理」の規定による。急速審理が認められるのは、原告が容易に入手できる証拠によって、権利の侵害又はその差し迫った可能性を証明した場合に限られる。

押収手続は、侵害品などの明細目録の作成（第一手続）と実際の押収（第二手続）の二つの手続を規定しているが、通常の場合、差押官は第一手続の範囲で、サンプルだけを押収し、物品又は装置のすべての押収は行わない。押収は被告に対して重大な損害を与えるが、押収は侵害を証明する手段であって、懲罰手続ではないからである。

(5) 欧州共同体

共同体意匠に関する2001年12月12日の理事会規則第6/2002号（欧州意匠規則）は、意匠として保護される製品としてタイプフェイスを規定し、欧州共同体域内における意匠権としてタイプフェイスの保護を図っている。

規則は、欧州共同体全域に効力が及ぶ登録共同体意匠と非登録共同体意匠の2つの制度を持ち、登録共同体意匠権は、OHIMに登録することにより発生する権利であり、保護期間は出願の日から最長25年間である。一方、非登録共同体意匠権は、意匠が最初に欧州共同体域内の公衆に利用可能となった日から無方式で発生し、保護期間は3年間である。

タイプフェイスにかかる保護対象は、活字や写植機の文字盤などの有体物が保護対象製品となるが、タイプフェイスのデジタルデータは製品の定義からコンピュータプログラムが除外されていることから対象とならない。

登録の出願時には、意匠を組み込む予定であるか又は適用する予定である製品の表示が義務づけられているが、出願願書に記された製品の表示や説明書、製品に関するクラス別分類は、意匠自体に関する保護の範囲に影響を及ぼさない。

登録共同体意匠の効力は、第三者の独自創作にも及ぶ独占的排他権である。一方、非登録共同体意匠の効力は、第三者が権利者の公開済み意匠を知らずに独自に実施した結果として当該意匠を展開する場合には及ばない複製禁止権である。

侵害となり得る「製品」の範囲は、保護対象のタイプフェイスが組み込まれることとなる後続製品を創作する機能を有する製品が該当し、写植機の文字盤やタイプフェイスをフォントとして組み込んだワープロソフトなどが該当する。一方、同ワープロ・

ソフトがプレインストールされているパソコンなどは、当該ソフトが使用されない通常使用中は、タイプフェイスの外観を知覚できないから、製品に該当しない。

(6) 韓国

2004年12月31日にそれまでの「意匠法」から改称した「デザイン保護法」は、同改正時に、「物品」の定義に「書体を含む」とし、「書体」とは「記録、表示又は印刷などに使用するために共通の特徴を有する形態で作られた一組の書式（数字、文章符号及び記号などの形態を含む）」と規定して、タイプフェイス保護を明文化した。

従前の意匠法では独立して取引が可能な有体動産を「物品」と規定していたことから、物品性を欠如した書体デザインは意匠法上の保護を受けることができなかつたため、「書体」を「物品」として擬制することでタイプフェイスの保護を図ったものである。

デザイン保護法上の「書体」には、書体のデザイン自体は含まないが、活字や植字版の文字盤などのアナログフォントと、コンピュータや電子メモリに記録されて、書体の印刷などに利用される書体デザインの電子データなどのデジタルフォントが含まれる。

「一組の書体」における「組」を構成する要件は、一組全体が共通的な特徴を有する形態で作られたものであること、及び一組の書式などが一組をなしていることである。

タイプフェイスが実際に登録・公開された事例は、これまでわずか2件であり、特許庁によれば、出願件数は多数あるが審査上拒絶となる事例が多数あるとされる。

デザイン権の効力は、第三者の独自創作にも及ぶ独占的排他権であるが、タイピング、組み版又は印刷などの通常の過程で書体を使用する場合と書体の使用により生産された結果物の場合にはデザイン権の効力が及ばないとする効力制限が規定され、その限度において、独占的排他権が制限されている。

3. 主要国におけるタイプフェイス保護の比較法的考察

今回調査を行った海外6か国の調査結果を基に、各国のタイプフェイスの法的保護の態様について比較考察を行った。

具体的には、各国における製品（物品）の概念、コンピュータ・プログラムの扱い、タイプフェイスに含まれる概念の範囲（アナログ・フォント、デジタルフォント、タイプフェイス・デザイン自体）、保護の要件、登録制度、意匠権の効力、保護が及ぶ物品の範囲、保護が及ぶ行為の範囲、侵害に対する権利行使といったテーマに沿って、各国の制度の相違、法的解釈の相違の比較を行った。

そうした比較検討の結果、同じ欧州意匠指令を基本として意匠法を改正した欧州各国も含めて、各国によって保護対象意匠や製品の概念、意匠権の効力、保護が及ぶ物品や行為の範囲、侵害に対する権利行使の範囲などにかなり相違があることがわかった。

各国において製品の概念やタイプフェイスの概念、権利行使の範囲などに見解の相違が生じているのは、従来からの法の基本概念とタイプフェイス保護の規定とが法律の条文上、一貫した論理として完全に整理しきれていないことも原因の一つではないかと推測される。例えば、米国及び韓国、また、欧州各国において、「製品」の伝統的・典型的な姿は、工業製品に代表される有体物が中心であるから、そこにデザイン自体の概念も含むタイプフェイスを加えることによって、従来からの製品概念の一部に多義性や齟齬性が生じてしまっている可能性もあるのではないと思われる。

また、タイプフェイスは、書籍などの印刷物、インターネット上の表示など、およそ文字が表示されるあらゆる物品に使用され、表現されるという性質を持っており、その保護として独占的排他権を認めて権利行使を許容した場合、その影響力が過大になるという危険性も包含する。しかしながら、一定の効力制限規定を設けた韓国を除き、タイプフェイスにかかる独占的排他権の及ぶ範囲に一定の線引きをしたと思われる規定は存在しない。

翻って日本においては、平成18年の意匠法などの一部改正において、画面デザインの保護の拡充を目的とした意匠の定義の見直しを行っているが、そこ

では、「物品」の概念を拡張するという方法によらず、「画面デザイン」を物品の部分の「形状」や「模様」などと並列して定義するという方法によって、保護の拡充を図っている。

各国における意匠法の基本的思想が異なるのであるから、いずれのアプローチが適切であるのかを論じることはもとより意味をなさないが、物品性を基礎とした意匠権を基本概念とする日本法から見た場合、今回調査を行った各国におけるタイプフェイス保護にかかる概念や方法論がストレートに日本においても適合するとは考え難いところである。

まとめ

今回の海外調査の対象国においては、いずれもタイプフェイスは意匠法によって保護されるものとなっている。しかし、各国の意匠法におけるその規定の解釈やタイプフェイスの具体的な保護の内容については、各国において法改正や訴訟時に詳細な議論、検討、論争が行われていなかったということがあるのか、具体的に明瞭なものとはなっていない。

例えば、無体物として捉えられたタイプフェイスの製造や販売、所持、輸入などの実施及び侵害行為の具体的な状況や、侵害とみなされたタイプフェイスを差し止めるために当該タイプフェイスが組み込まれた製品についてどこまで意匠権の効力が及ぶのかという問題、また、侵害とみなされたタイプフェイスを当該製品から削除したり変更したりする請求における当該タイプフェイスを組み込んだ善意の製品製造業者、流通業者の責任の範囲の問題などについて、各国からの回答は共通性がなく、また、そうした問題を十分に議論、検討を行っていると思われる回答はどの国からも寄せられていない。

また、米国や韓国においては、有体物である物品を基本とする意匠の定義を変更することなく、タイプフェイスを物品として擬制して保護しているが、タイプフェイスを保護しているのか、タイプフォントを保護しているのか、保護対象という制度枠組みの入り口の段階で明瞭性を欠くものとなっており、

権利侵害の内容や権利範囲の解釈などの保護制度の枠組みの出口について詳細な検討や想定検証ができる状態には至っていない。

同時に、日本におけるタイプフェイス保護に関するヒアリング調査でも、一定の労力とコストをかけて創作をしたものであることから何らかの保護が必要というニーズは得ることはできたが、取引においては、タイプフェイスの創作に対して譲渡や契約内容に即して対価を払うという実態が確立しており、産業財産権法の枠組みをタイプフェイス保護に利用すべき具体的な必要性を特定することができなかった。

今後、タイプフェイスの保護について検討する場合の課題は、以下の四点が挙げられる。

第一に、タイプフェイスを保護することの必要性の整理である。

大量に不特定多数者によりタイプフェイスの複製や模倣が行われている事実や、大量にタイプフェイスの模倣品が流通をしている事実の捕捉及びその実態の把握が必要である。

第二に、タイプフェイスを保護する際の単位の整理である。

意匠法においては、物品ごとに意匠権が形成され、物品が異なれば形状などが類似であっても意匠権が及ばないという整理のもと、権利者と第三者とのバランスが図られている。また、登録要件の判断や権利範囲の解釈を行う際には、願書及び願書添付図面に開示された意匠に即して行われ、意匠の比較においては、意匠全体を観察し、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて意匠の類否判断が行われることから、一の意匠の全体が何であるのか、その外縁が明確になることが必須となっている。日本語の場合は、文字数や文字種が多く、契約の内容や使用の状態によって一組のタイプフェイスの範囲が変更される実態を踏まえると、一組のタイプフェイスの範囲が不特定なものとなりやすく、意匠の把握や意匠の登録要件の判断、そして意匠権の効力範囲の解釈などにおいて、基礎となる意匠の外縁が不明瞭のものとなり、判断の困難さが増すおそれがあると言える。

第三に、侵害行為の内容の整理である。

意匠権は善意の抗弁が認められない絶対的独占権である。無体物であるタイプフェイスについての権利侵害の行為や差止請求の対象について実質的に影響を受ける範囲が明確にならない場合は、かえってタイプフェイスの創作やタイプフェイスを利用した製品の生産の萎縮効果を生み、円滑な製品の流通を阻害するおそれも生じる。

第四に、タイプフェイスを保護する適切な制度枠組みの整理である。

今回の調査対象国においてタイプフェイスは意匠法によって保護されるものとなっているが、その意匠法にも各国ごとの特色があり、意匠法といえども日本と同様のものとは言えない点もあることから、各国意匠法が有する制度枠組みを冷静に分析、比較し、日本においてタイプフェイスを保護するものとした場合に最も効果的な制度枠組みの特色を抽出することが必要になると考えられる。また、日本における現行の著作権法、意匠法などの制度枠組み、制度目的、そして制度の具体的な在り方などを十分に精査し、第一から第三までに呈示した検討課題を整理することが必要であると考えられる。

(担当：主任研究員 稲林芳人)